

運転免許証の自主返納手続きについて

申請ができる方

免許証の住所地在山梨県内にあり、運転免許証が有効期限内の方

申請場所

警察署（県内の警察署で申請可）

月曜日から金曜日（土日祝祭日を除く）

午前9時00分から午後4時00分まで

運転免許課

月曜日から金曜日及び日曜日

午前10時30分から午前11時00分まで

午後2時30分から午後3時00分まで

※ 運転免許課は予約必須 連絡先 055-285-0533

持ち物

- ・ 運転免許証

代理人による返納申請

返納の申請をされる本人が入院等、やむ得ない理由で返納の申請に来られない場合、代理人による返納の申請が可能です。

代理人の要件

- ・ 申請者の親族
- ・ 申請者が入院または入所している介護施設等の職員
- ・ 成年後見人

持ち物

- ・ 申請者の運転免許証
- ・ 委任状兼承諾書及び誓約書
- ・ 入院や入所等やむ得ない理由を確認出来る書面
(入院中であれば、入院証明書、施設入所中であれば介護計画書等)
- ・ 代理人の身分がわかる書面
(運転免許証等、代理人の住所が確認できる公的書類)
- ・ 職員証（代理人が施設等の職員の場合）

運転免許証を自主返納された方は、**運転経歴証明書**の申請をすることが出来ます。

その他不明な点については、甲府警察署運転免許窓口へお問い合わせ下さい。